

令和2・3年度 烏・神流川等河川愛護モニター応募要綱

国土交通省高崎河川国道事務所

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の維持管理の適正を期するために、河川愛護モニター制度を実施して参りました。

現在委嘱させていただいている方の任期が6月末をもって満了することから、新たに河川愛護モニターを以下により公募することに致しました。

1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は下記の「河川愛護モニター心得」のもとに次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（一月に1回の定期と随時）することが主です。

- ①地域住民等から河川整備、河川利用又は河川環境に関する要望等を確認した場合。
- ②河川環境が損なわれる、又は河川利用上の障害となるような事象を確認した場合。
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について異常を発見した時。
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合。
- ⑤年に1回程度のモニター会議（意見交換会）への参加。

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民に対し河川愛護思想の普及啓発に努めていただきます。

○愛護モニター心得

- 一. 河川の状態に関する日常知り得た情報を河川管理者に提供してください。
- 一. 河川の状態に関する地域の方々の要望等を河川管理者に提供してください。
- 一. より良い河川環境の創出のため、河川管理者とともに河川愛護の普及啓発に努めてください。
- 一. 違法行為を発見した場合は、直接警告等はせずに河川管理者に連絡してください。

2. 活動範囲

- ①烏川 高崎市並榎町地先（君ヶ代橋下）～鎗川合流点
及び碓氷川 高崎市下豊岡町地先（八千代橋上流700m）～烏川合流点
- ②烏川 鎗川合流点～利根川合流点
及び鎗川 高崎市山名町地先（鎗川橋下）～烏川合流点
- ③神流川 藤岡市浄法寺地先（神流川筋合堰下）～烏川合流点

なお、活動範囲については、上記①から③の内の1ブロックを担当していただきます。
(別紙「河川愛護モニター配置表」参照)

3. 応募資格

満20歳以上の心身とも健康な方で、烏・神流川等に接する機会が多く、河川愛護に関心を有し、上記1. の活動内容を実行できる活動力を有し、上記2. に示す活動範囲の近

隣（概ね5 km以内）に居住する方。

4. 応募区間・人員

上記2. 活動範囲①烏川及び碓氷川	人員1名
上記2. 活動範囲②烏川及び鐺川	人員1名
上記2. 活動範囲③神流川	人員1名

5. 委嘱の方法と任期

烏・神流川等河川愛護モニターは、国土交通省関東地方整備局長より委嘱させていただきます。任期は令和2年7月より2年間です。

下記の場合は、任期内においても委嘱を解除することがあります。

- ・連絡がとれなくなった場合。
- ・応募資格を満たさなくなった場合（川に接する機会がない、河川愛護に関心がない、活動内容を実行できない など）
- ・その他、河川管理者が委嘱を解除する必要があると認めた場合。

6. 募集人数 3名（各ブロック毎に1名）

7. 手 当 月額4,500円

8. 選考方法

- ・所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、自治体等の地域に密着した活動に参画している方や烏・神流川等河川愛護モニター未経験者を優先とし、河川に接する機会・河川愛護への関心や年齢・地域構成等を総合的に勘案して選考させていただきます。選考は高崎河川国道事務所が実施します。
- ・所要の人数の応募がない場合には、関東地方整備局長が選任する場合があります。
- ・選考結果は郵便にて応募者に通知します。

9. 応募方法

別添「河川愛護モニター応募用紙」に必要事項を記入の上、令和2年5月29日（金）までに（必着）、郵送またはファクスで応募先にご送付下さい。6月中旬に選考結果を応募者あてに発送いたします。

令和2・3年度烏・神流川等河川愛護モニターの委嘱状の交付及び説明会は、7月上旬に高崎河川国道事務所にて開催を予定しています。

10. 応募先

国土交通省 高崎河川国道事務所 河川管理課 河川愛護モニター担当

住 所：〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-41

電 話：027-345-6041 F A X：027-345-6091

【河川愛護モニター配置表】

